

子ども育成課からのお知らせ

子ども手当

本年4月からスタートした子ども手当を6月に支給を受けるためには、5月21日までに申請をしてください。(以後申請分は随時支給します。)

また、子ども手当の全部又は一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄附して、子ども・子育て支援の事業のために活かしてほしいという人は、簡便に寄附をすることができる手続きもありますので、お問い合わせください。

問合せ ☎内線222

日本脳炎の予防接種

今まで積極的な接種を見合わせておりました、日本脳炎の予防接種は、本年4月から、初回接種に該当する、満3歳のお子さんの接種が出来るようになりました。なお、それ以外の年齢の人の接種については、順次お知らせします。

逗葉医師会の実施医療機関等で接種することができます。

問合せ ☎内線224、225

幼稚園保育園巡回相談事業

町では、幼稚園や保育園に専門職(心理発達相談員等)が訪問し、お子さんの心身の発達について支援する「巡回相談事業」を実施しています。詳しい日程等は幼稚園や保育園を通してお知らせします。

青少年会館のアルバイト指導員募集

職種 指導員

定員 1人

勤務場所 青少年会館

勤務日 月～土曜日の中の3日程度

勤務時間 9時～18時の中で1日6時間以内のシフト制

締切 5月11日(火)

問合せ ☎内線222

ひとりで悩まないで！困った時は、専門家にきこう！

～相談窓口のご案内～

町では、次の相談窓口を開設しています。お気軽にご相談ください。

その他の相談や相談日は、毎月「今月の相談」の欄(今月はP13に掲載)でご確認ください。

★消費生活相談(毎週水曜日)

商品購入やサービス利用に関するトラブル、悪質商法や多重債務などを、消費生活相談員が対応します。

消費生活相談員とは

トラブルの整理、解決への方向性をアドバイスし、必要な場合には、業者との間に入って解決を図ります。

★人権相談(毎月1回)

差別・虐待・いじめ・近隣とのトラブルなどを、人権擁護委員が対応します。

人権擁護委員とは

法務大臣から委嘱を受けた民間の人です。具体的には次の様な仕事をしています。

- みなさんの人権が侵されないように監視すること
 - もし、人権が侵された人がいた場合には、相談相手になって救済すること
 - 人々の間に正しい人権の考え方を広め、自由人権思想の啓発につとめること
- など。

★行政相談(毎月1回)

国の仕事(交通安全、道路、郵便、年金・医療保険・老人保健など)に関する苦情や要望を、行政相談委員が対応します。

行政相談委員とは

総務大臣から委嘱を受けた民間の人です。皆さんの相談相手として、国の仕事に関する苦情や要望などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などをしています。例えば、「分かりづらい道路案内標識を改善してほしい」、「新しい住宅地に郵便ポストを設置してほしい」などの相談を受けています。

★土地建物なんでも相談(毎月1回)

相続・遺言、登記、建築・測量や宅地建物の紛争や取引などを、司法書士・土地家屋調査士・建築士が対応します。
司法書士 不動産の登記や相続、財産上のトラブルなど
土地家屋調査士 隣地との境界、土地や建物の登記や測量など
建築士 耐震相談、住まいづくりのお手伝いや設計・工事管理など

★不動産相談(毎月1回)

不動産(不動産に関する業者・契約・物件・報酬・手付金・借地借家・税金・ローンなど)について、宅地建物取引主任者が対応します。

問合せ 町民サービス課 ☎内線205・206

第四次葉山町行政改革大綱を策定

平成22年度から6年間を計画期間とし、「総合計画に掲げる将来像の実現に向け 町のために働くという強い意志を持つ、理想の行政を目指す」第四次葉山町行政改革大綱を定めました。

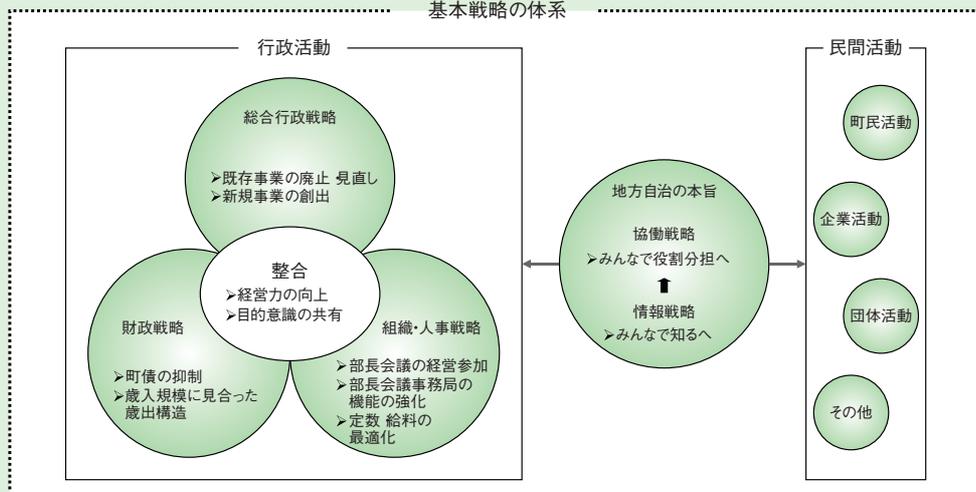
このねらいを達成するための基本戦略は五つとし、それぞれに達成すべき目標を定め、平成27年度までの6年間をかけて達成します。

なお、平成23年度までは将来への負担の先送りをしないような暫定策を講じる改革初動期として取り組みます。

なお、大綱の詳細については、町HPや役場1階情報コーナーでご覧ください。

問合せ 企画調整課 ☎内線331

基本戦略の体系



今年度の健康増進事業のご案内

5月開催予定の教室の募集をします。下記のとおりですの
で、参加希望者は、保健センターまでご連絡ください。

☆体験フラダンス (昨年度受講者をご遠慮ください)

日時 5月27日(木) 10時～11時30分
場所 保健センター
定員 15人(定員になり次第締め切ります)
対象 町在住者(運動してもさしつかえない人)
持ち物 運動靴、動きやすい服装、飲み物、小さいタオル
講師 スポーツインストラクター
申込み・問合せ 保健センター ☎875-1275

☆練功十八法

練功十八法とは、太極拳に似た中国の健康体操です。町で
養成した指導員が、やさしく指導します。

日時 5月17日(月) 13時30分～14時30分
場所 保健センター
定員 20人程度(定員になり次第締め切ります)
対象 町在住者(運動してもさしつかえない人)
持ち物 運動靴、動きやすい服装、飲み物、小さいタオル
講師 町で養成した指導員
申込み・問合せ 保健センター ☎875-1275

クリーン葉山2010

皆さんの積極的なご参加、ご協力をお願いします。

※危険な場所には立ち入らないでください。

日時 5月29日(土) 8時30分～10時

※雨天の場合は中止です。

※実施の有無は、当日8時に防災行政無線
で放送します。

実施場所 森戸海岸・真名瀬・一色海岸・大
浜海岸・長者ヶ崎海岸

各会場に青いのぼりを立て、ごみ集積場所
としますのので、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「プ
ラスチック」に分別してください。

◆ごみ袋・軍手をご持参いただいた人には、
ささやかなプレゼントをさしあげます。

※家庭のごみは出さないでください。

※集めたごみは燃やさないでください。

問合せ 環境課 ☎内線453

葉山まちづくり館リニューアル！

葉山まちづくり館は、NPO法人葉山まちづくり協会が葉山町と協働で町民のまちづくり活動を支援するために運営している施設です。



協会のスタッフが常駐しており、まちづくりに役立つ情報や資料の提供、人材や団体の紹介をしています。

今回、葉山まちづくり館のリニューアルにともない交流の場ができました。団体活動の打ち合わせや、町民の皆さんの交流に使うことができます。

パソコン、コピー機などの設備は決められたルールに従って利用することができ、会員登録をされた個人や団体には利用料割引もあります。

また、登録団体の出版物、「葉山郷土誌」「葉山の山歩きコース」、協会の作成した「葉山を歩こう散策マップ」全9コースや葉山の風景を描いた「ひげじいの絵はがき」も置いてあります。詳細はお問合わせください。

問合せ 葉山まちづくり館 ☎876-0421
(NPO法人葉山まちづくり協会)

国勢調査 調査員募集

10月1日の国勢調査実施にあたり、調査員として従事できる人を募集します。

応募資格

- ①責任を持って調査員の事務を遂行できる健康な20歳以上の人
- ②警察・選挙・税務に直接関係ない人
- ③秘密の保持に関し信頼のおける人



募集人員 80人程度

内容 各世帯を訪問し、調査票の配布回収、地図や名簿の作成など

任命期間 9月1日～10月31日

担当調査区 1調査区約50～70世帯を2調査区（または1調査区）担当します。

報酬 1調査区（50世帯の場合）39,000円程度、2調査区74,000円程度（国の基準により決定）

申込み 申込書に記入のうえ、企画調整課まで提出（用紙は、役場、図書館、福祉文化会館で配布のほか、町ホームページからもダウンロード可能）、希望者には申込書を郵送しますので、電話でお申し出ください。

締切 6月18日（金）

問合せ 企画調整課 ☎内線332

情報公開制度が改正されました

4月1日から町が保有する行政情報について広く公開し、開かれた町政を推進し町政に対する理解と信頼を深めるために、情報公開制度を改正しました。

主な改正点

- ①公開を請求することができる対象者の範囲を「町に住所、事業所を有する者等」から「何人も」とし、すべての者に公開請求権を付与しました。また、名称を「葉山町情報公開条例」に変更しました。
- ②公開対象を「公文書」から「行政情報」に改め、文書等目に見えるものだけでなく、職務上作成した磁気・電子的方式で保存されたデータも公開対象となりました。
- ③公開請求に対する決定期間を「15日以内」から「7日以内」（土日祝祭日を除く）に短縮しました。

詳細につきましては、町HPに掲載していますのでご覧ください。

問合せ 企画調整課 ☎内線331

公文書公開請求

（平成21年4月1日～平成22年3月31日の請求件数）

●公文書公開運用状況(30件。申請者数26人)

*複数請求の為請求件数が不一致

運用状況

全部公開	19件	一部公開	6件
非公開	1件	不存在	4件
取り下げ	0件		

部門別内訳(26件)

総務部	8件	保健福祉部	1件
生活環境部	10件	都市経済部	5件
議会事務局	0件	教育委員会	1件
消防	1件		

平成21年度には、「重要物品」の請求があり、これら多数の部・課に渡る複数請求は、総務部企画調整課の「請求受付」とし集計。

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」が施行されました

たばこの煙には、200種類以上の有害物質（ニコチンやタール、一酸化炭素など）が含まれています。また、たばこの先から出る副流煙は、喫煙者が吸う主流煙よりも有害物質を多く含んでいます。こうした副流煙などの他人のたばこの煙を、室内またはこれに準ずる環境において吸わされる受動喫煙は、肺がんや心疾患、乳幼児突然死症候群などを発症する危険性を高めることが明らかになっています。

そこで神奈川県では、受動喫煙による健康への悪影響から県民の健康を守るための社会全体の新たな分煙ルールとして「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を施行しました。

この条例では、不特定または多数の者が出入りする

公共的施設での受動喫煙を防止するために、学校や官公庁などの第1種施設は禁煙となり、飲食店等などの第2種施設は禁煙または分煙を選択することとなります。

また、未成年者を受動喫煙による健康への悪影響から保護する措置を盛り込みました。

条例の詳細は神奈川県HPをご覧ください。

問合せ 県保健福祉局保健医療部たばこ対策課

☎045-210-5015

県鎌倉保健福祉事務所企画調整課

☎0467-24-3900（代表）

横浜地方気象台では気象警報・注意報を県内33市町村を対象に発表します

横浜地方気象台は、本年5月27日（木）（予定）から神奈川県内の大雨などの気象警報・注意報を現在の7地域から、県内33市町村を対象に発表します。

例えば、葉山町に災害発生のおそれがある場合、これまでは、葉山町が含まれる「神奈川県」、「東部」、あるいは「三浦半島」に対して気象警報・注意報を発表していますが、本年5月27日（木）（予定）からは、葉山町を明示して発表します。また、大雨警報を発表する際には、特に警戒が必要な災害を、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」のように警報名に併せてお知らせします。これまでは地域の名称で発表していたため例えば局地的大雨では警戒を必要とする市町村以外も大雨警報の対象域となっていました。今後は警戒の必要な市町村だけに発表します。また、その他の気象警報（例えば暴風警報）・注意報も市町村

名で発表します。

気象警報・注意報を発表中の市町村名は、気象台のHP、国土交通省防災情報提供センターの携帯サイト、地デジデータ放送等でご確認ください。

詳しくは下記へお問い合わせください。

問合せ

横浜地方気象台防災業務課

☎045-621-1999

FAX 045-621-2016

HP

横浜地方気象台

<http://www.jma-net.go.jp/yokohama/>

国土交通省防災情報提供センターの携帯サイト

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>